

## 14 都民の意見を聴く会の意見の概要

都民の意見を聴く会の内容は表 14-1 に、意見の概要は表 14-2 に示すとおりである。

表 14-1 都民の意見を聴く会の開催日等

開催日	令和元年 12 月 10 日
場 所	小平市中島地域センター（小平市中島町 26-9）
公述人	3 名

表 14-2 (1) 意見の概要 (1)

事業計画
<p>(1) ごみ処理施設は、1ヶ所に定めるのではなく、環境に負荷を与えるのであれば、別の場所に移すことも検討されるべきだったが、同じ場所での建て替えが前提で進められている。3市の中で適地をもう一度探して、適当な場所に変えていくことが本来のやり方だと考える。</p> <p>(2) 煙突が低くなることで、景観がよい、圧迫感がないとしているが、周辺住民の健康への不安感が増えることは加味されないで煙突を低くすることを決定していることが、平等性、公正性に欠けると考える。</p> <p>(3) ごみ焼却施設は、煙突を高くすることでリスクを分散することができる。有害物質を広域に希釈するために煙突には高さが必要である。一部の地域のみ基準値以下だからとリスクを強いるのが正しい選択とは思えない。処理施設による快適な生活環境の享受だけを受ける地域と、そのリスクを背負う地域との環境の差が少なくすることが公平だと考える。</p>

環境一般
<p>(1) 本事業者とその構成市においては、構成市民への情報公開、地域住民とのコミュニケーション・信頼関係の構築に努め、市民とともに清掃事業の推進・温暖化・海ごみ・大気汚染などの地球環境の改善に取り組んでいただきたい。</p>

大気汚染
<p>(1) 本事業の、環境影響範囲に含まれる立川市清掃工場と本事業との環境影響の重合、特に大気汚染の重合を予測・評価して市民にわかりやすく図示してほしい。</p> <p>(2) ごみ焼却施設の煙突の高さについて再検討してほしい。計画地から最大着地濃度出現距離付近に多くのマンションがあり、その近隣の住民から、煙突の高さ 59.5m について不安の声がある。再検討しないということであれば、影響範囲内の小中学校、幼稚園、保育園などにおける、現在の小児喘息・アトピーなどの罹患率が影響範囲内外のそれらの施設と有意の差がないことを確認してほしい。</p> <p>(3) 最大着地濃度地点であっても環境基準値を下回るとしているが、流体である以上、どこが最大着地濃度地点になるかはわからない。実際もっと遠くへ広がる可能性も考えられる。影響の及ぶ範囲は、必ずしも予測した範囲に収まるものではないから、事業者は最大限、影響を低く抑えるべきであり、煙突の高さを今の 100m から 60m に下げるといえるのはおかしい話である。</p>

表 14-2 (2) 意見の概要 (2)

その他
<p>(1) 環境影響評価制度の対象ではないが、資源物中間処理施設からの排気ガス拡散状況を実測してほしい。本年4月以降の稼働により、排気ガスが多少とも既に拡散しているはずであるから、地域住民の信頼を得るために排気ガス拡散状況の実測を要請する。</p> <p>(2) 都と環境影響評価審議会は、都民の生活環境の向上のため、国基準より厳しい、または国に先立つ基準の制定に努めるよう要望する。</p> <p>(3) 焼却施設についての地域の住民の声を聴く場として設けられた地域連絡協議会は、施設から200mの範囲の範囲に限って、その他の市民については協議会に入れないという考えが、ごみ問題を全ての市民で考えていくという方向に相反するものだと思う。</p>